

鳥取県告示第587号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年8月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																					
1 略		1 略																					
2 規則第3条第2項の利子補給率		2 規則第3条第2項の利子補給率																					
<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>6年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が<u>年0.2パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td><u>年0.2パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え<u>11年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>11年を超え12年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子</td> <td>年0.375パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が <u>年0.2パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.2パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子	年0.375パーセント	<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が<u>年0.25パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td><u>年0.25パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え<u>10年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超え12年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子</td> <td>年0.375パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が <u>年0.25パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.25パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>10年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子	年0.375パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が <u>年0.2パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.2パーセント</u>																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年を超え12年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子	年0.375パーセント																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が <u>年0.25パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.25パーセント</u>																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え <u>10年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え12年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子	年0.375パーセント																						

補給金を交付するもの		補給金を交付するもの	
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 12 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 12 年を超え <u>13</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13</u> 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント
		規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が 14 年を超え 15 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.525 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.55</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.55</u> パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.6</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.6</u> パーセント